

那珂川市ふるさと応援寄附金促進業務委託 プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

この要領（以下「本要領」という。）は、那珂川市ふるさと応援寄附金促進業務委託（以下「本業務」という。）について、民間事業者の専門知識や経験に基づく技術的支援を受けるため、価格面による競争のみならず、柔軟な発想に基づく企画力や外部人材の積極的活用による実行力等を総合的に評価し、最も適当と思われる者を受託候補者として選考するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に係る手続きについて必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 那珂川市ふるさと応援寄附金促進業務委託

業務の内容 別紙「那珂川市ふるさと応援寄附金促進業務委託仕様書」のとおり

- (2) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※契約締結日（令和 7 年 12 月上旬予定）から令和 8 年 3 月 31 日までは本業務の業務開始準備期間とし、その期間に生じる費用等は受託者の負担とする。

- (3) 価格提案書の作成について

価格提案書の作成については、本市が想定している下記基本委託料及び寄附額を基に作成すること。

	基本委託料 (消費税及び地方消費税を含まない。)	寄附金額の想定 (消費税及び地方消費税を含まない。)
令和 8 年度	35,496,000 円	591,600,000 円
令和 9 年度	39,672,000 円	661,200,000 円
令和 10 年度	43,848,000 円	730,800,000 円
3 年間の合計額 ※基本委託料の上限額	119,016,000 円	1,983,600,000 円

※基本委託料の上限額（予算規模）は寄附金額の 6%（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）で算出している。

※返礼品代や配送代、ポータルサイト利用料、クレジット決済手数料等は含まない。
※提案にあたっての上限であり、契約額ではないことに留意すること。

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、那珂川市から指名停止措置を受けていないこと。

※提案が採用され候補者となった場合も、契約締結の日までに那珂川市から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結することができません。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4. 応募手続き及び募集要領等の配付

(1) 実施スケジュール

項 目	日 付
①公募開始	令和 7 年 9月19日（金）
②質疑書の締切	令和 7 年 10月 3日（金）12時まで
③質疑書の回答	令和 7 年10月 8日（水）
④企画提案書等の提出	令和 7 年10月24日（金）17時まで
⑤書類審査結果・プレゼンテーション審査対象者への通知	令和 7 年11月 7日（金）
⑥プレゼンテーション審査	令和 7 年11月18日（火）
⑦選定結果の通知	令和 7 年11月下旬
⑧優先交渉権者との交渉	令和 7 年11月下旬
⑨契約締結	令和 7 年12月上旬（予定）

※⑤から⑨については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

※④の提案書提出事業者が5者以上の場合は、⑦プレゼンテーション審査までに書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を4者以内とする。

※プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 仕様書等の入手方法

那珂川市ホームページからダウンロードすること。

(3) 本プロポーザルに関する質疑・回答

① 受付期間

令和7年9月19日（金）から令和7年10月3日（金）12時まで

※なお、受付期間を過ぎて提出された質疑、指定の様式を用いない質疑、次に定める受付方法以外で提出された質疑は、一切受け付けないものとする。

② 受付方法

「公募に関する質疑書」（様式4）に質疑事項を記載し、事務局宛てに電子メールで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトルには、「那珂川市ふるさと応援寄附金促進業務委託プロポーザル質疑書（事業者名）」とし、電子メールを送信した後、事務局に受付確認の電話をすること。

なお、質疑は提案書等の記載方法、仕様書及び本要領の内容、業務実施に関する事項等に関するものに限り受け付けるものとする。

③ 回答及び公表

全ての質疑を集計のうえ回答一覧表を作成し、4(1)実施スケジュールに記載の期日までに、那珂川市ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和7年10月24日(金)17時まで
- ② 提出方法 持参または郵送・宅配(提出期限必着)
- ③ 提出先 事務局
- ④ 提出書類

ア 共同企業体で参加の場合は次の書類を提出すること。

- ・ 共同企業体届出書(※様式1)
- ・ 共同企業体協定書兼委任状(※様式2)

イ 登記簿謄本

ウ 定款

エ 税の滞納がないことの証明

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

カ 使用印鑑届

キ 暴力団の排除に関する誓約書(※市指定)

ク その他(※必要に応じて加える)

- ・ 事業者、事業の概要がわかるもの
- ・ 直近1年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

ケ 企画提案書

コ 価格提案書(※様式3)

※ イからオは、那珂川市指名競争入札参加資格を有する場合は不要。

⑤ 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は、「A4版縦・横書き・左閉じ」にまとめたものとする。

イ 企画提案書には、下記項目について具体的に記載することとし、追加の提案は妨げない。

大項目	小項目	記載内容例
1. 業務遂行の体制	本業務の方針及び考え方	・ ふるさと納税制度の理念、趣旨及び市の考え方に対する理解 ・ 市の現状及び地域課題に対する認識 ・ 上記を踏まえた本業務遂行に関する取組方針
	業務管理体制	・ 企画提案が実現可能な体制（専属担当者数、営業拠点、地域密着、バックオフィス、専門的知見やノウハウ等を持った担当者、カメラマン、スタジオ、人材育成等） ・ システムの不具合や改善点への対応 ・ 契約締結後からポータルサイト再開までのスケジュール ・ ポータルサイトの受付停止期間を最小限に抑えるための取り組みや工夫
	類似業務の実績	類似の業務の実績がある場合は、他自治体におけるこれまでの開発・提案実績
2. 具体的な業務内容	返礼品の企画・開発・管理に関する具体的な取組み	・ 市の魅力発信につながる返礼品の提案 ・ 既存返礼品のブラッシュアップに係る提案 ・ 返礼品の開発・募集に係る事業者への支援 ・ 返礼品の法令順守にむけた取組み ・ 返礼品の発注、在庫管理の方法等 ・ ポータルサイトの一元管理や効率的・効果的な運営方法

		・市の返礼品の開発やその方向性について、企画提案者のこれまでのノウハウを活かし、また独自にリサーチして、企画提案書の中で<u>返礼品案を事例として1品（以上）</u>提案すること。（事例の提案は、提案された品の開発を約束するものではなく、その提案から、企画提案者の業務に対する姿勢や、企画力、実行力等を総合的に評価することを目的とする。）
	PR・プロモーションに関する取組み	・委託費用内で行う広告連動型広告等の種類や時期、方法、想定される効果について ・SNSの活用等についての提案 ・リピーターの確保につながる取組みについての提案 ・市のプロモーションに繋がる取組みへの提案
3. 追加提案	寄附額の目標	・契約期間中（令和8年～10年度の3年間）の目標とする寄附件数や寄附金額など具体的な数値を、達成にむけた取組み案を交えて記載すること。寄附件数や寄附金額は、「2.業務の概要（3）価格提案書の作成について」で示す金額を超えた提案も可能とする。
4. 価格提案	仕様書に基づく委託料率	・仕様書の内容に基づいて算出した委託料率を記載すること。

⑥ 価格提案書の作成

価格提案書に記載する見積項目は、下記のとおり。

見積項目

・基本委託料（令和８・９・１０年度）※提案上限額あり

（基本委託料の上限額は、見積書作成のための条件として仮定したものである。）

※実際の契約にあっては、上記見積項目経費のほか、返礼品調達費、返礼品配送料の実費額を受託者に支払う。なお、実費額の削減やPR・プロモーション等の提案については、企画提案書にて明示すること。

⑦ 提出部数 ９部（正本１部、副本８部。ただし、イからキについては１部）

⑧ 事務局

那珂川市役所 地域戦略課 地域資源活用担当

榎田（えのきだ）

〒811-1224 福岡県那珂川市大字安德 702-1

電話 092-408-5220（直通） FAX 092-953-4563

メールアドレス senryaku@city-nakagawa.fukuoka.jp

5. 選定方法等

（１）審査基準

（１）-１ 書類審査について

別紙「書類審査基準」のとおり。

（１）-２ プレゼンテーション審査について

別紙「プレゼンテーション審査基準」のとおり。

（２）書類審査の実施（※参加申込者が５者以上の場合のみ実施。）

提出された企画提案書及びその他提出書類について、審査のうえ、プレゼンテーション審査対象者として４者を選定する。

（３）書類審査結果の通知

書類審査結果は、応募事業者全員に通知する。

（４）プレゼンテーション審査の実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、書類審査通過者へ別途通知する。

（５）評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、選定委員の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

（６）候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、別紙プレゼンテーション審査基準の「具体的な業務内容」の得点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ②が複数の場合は、選定委員の合議により候補者を選定する。
- ④ ③が複数の場合は、価格提案のうち金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ⑤ ①、②にかかわらず、総合点が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が「2（3）の価格提案書の作成について」を超える場合
- ④ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、プレゼンテーション審査参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。通知する内容は、下記のとおりとする。

- ・優先交渉権者は、その名称・点数
- ・次点者は、優先交渉権者と次点者の名称・点数
- ・その他の者は、優先交渉権者と次点者の名称・点数と貴社の順位と点数

また、選定結果通知日翌営業日に那珂川市ホームページにおいて公表するものとする。

公表する内容は、下記のとおりとする。

- ・優先交渉権者について、その名称・点数
- ・次点者について、その名称・点数
- ・その他の者について、点数

7. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と那珂川市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、那珂川市契約規則第34条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約代金の支払いについては、年度ごとの各月支払いとする。
- (4) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8. 注意事項

- (1) ポータルサイトを構成するすべての要素は引継ぎが行われない。
例：ポータルサイト上の商品ページ（画像、説明文等）やURL等
既存受託者が制作した返礼品ページや撮影した画像、編集した動画等を継続して使用したい場合、受託者は既存受託者と協議すること。その際、費用が生じても市は費用を負担しない。
- (2) 契約締結後、令和8年3月31日までは、既存受託者との委託契約期間のため、各ポータルサイトの管理画面へのアクセスは行えない。

9. その他

- (1) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 企画提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。